

Mail subject: タイ投資委員会（BOI）より情報提供（第3/2021号）

第3/2021号

2021年9月8日

### タイ投資委員会（BOI）、二酸化炭素削減支援措置を承認

タイ投資委員会（BOI）のドゥアンジャイ・アッサワジンタチット長官は、9月6日の投資委員会会議において、BOIが企業の温室効果ガス排出量削減を奨励する恩典を承認したほか、電気自動車強化スキームおよび新型コロナウイルスの影響を軽減し、地域のワクチン開発を支援するための措置を承認した旨を発表した。

#### 温室効果ガス削減促進措置

会議では、環境への影響を軽減し持続可能な開発を支援する投資を奨励し、タイ政府が新型コロナウイルス後の復興を主導すべく優先事項として掲げたBCGモデル（バイオ、循環、グリーン経済）の発展に寄与する投資を奨励する一連の促進策を承認した。同施策は以下の通り。

- 1) 草の根経済支援措置として、メタン排出量が少ない稲作などの持続可能な農業活動の開発に取り組む地方組織への支援も対象とする。これにより、持続可能な農業に向けた動きに参加する有能な企業が増えることが期待される。あわせて、草の根経済支援措置の申請期限を2022年末まで延長する。
- 2) 温室効果ガス排出量削減を目的とした機械設備更新への投資には、3年間の法人所得税免除を付与する。これは既存の生産効率向上措置への追加となる。この新たな措置は温室効果ガス削減に関する我が国の取り組みに貢献することが期待される。
- 3) 環境配慮型技術を奨励するための各業種に適用される条件と恩典の調整：
  - 環境への影響を軽減する自然冷媒を使用した冷蔵施設および冷蔵輸送事業への投資には3年間の法人所得税の免除を付与する。
  - 二酸化炭素回収・貯留（Carbon Capture Utilization and Storage: CCUS）技術を導入した石油化学製品の製造設備の投資に8年間の法人所得税の免除を付与する。
- 4) CCUS技術を導入した天然ガス分離プラントを対象に、8年間の法人所得税の免除を付与する新業種を追加する。

#### タイをEV製造ハブにするための促進策

会議では、国家の重点産業の1つである電気自動車（EV）分野を更に後押しすべく、各種電気自動車（EV）生産に対する投資促進策を改善することに合意した。今回の投資促進策は、エネルギー貯蔵システム、充電モジュール、フロント&リア・アクセルモジュールで構成されるバッテリー電気自動車（BEV）プラットフォーム生産にも拡大される。一般的にプラットフォームはBEVの総コストの70%以上を占める。シェアリングプラットフォームの概念は自動車業界にとって新しいトレンドだ。特にこのタイプの生産はより高い柔軟性があり、製品開発の時間を短縮し、規模の経済を実現する。

BEVの市場が比較的小規模であることを考慮すると、1台当たりのコストを一層削減する製造方式はBEVの競争力を高め、より早い市場拡大につながる。

また、ここ数年で急速な市場成長を遂げた電動自転車（E-bike）の促進策も承認した。これにより3年間の法人所得税の免除を付与する。今回の追加により、BOIによる電気自動車の促進策が包括的なものになる。

### 新型コロナウイルスの影響に対する更なる緩和措置

新型コロナウイルスの感染拡大が投資促進事業に与える影響を緩和することを目的として、BOIは特定の投資要件の緩和と免除も承認した。BOIは2021年4月1日から同12月31日までの期間にISO 9002やCMMIなどの国際規格による認証を受ける必要があるプロジェクト実施企業の取得期限を6ヵ月延長することに合意した。また2021年4月1日から同12月31日までの期間に、企業が2ヵ月を超え一時的に操業を停止する場合の許可申請も緩和し、オンラインシステムによる報告を認める。

また、BOIはタイ国内のワクチンや医薬品の開発と製造を支援するため、法人所得税の免除を享受している企業が、公的教育機関や研究機関、政府機関が運営するワクチンや医薬品の研究開発プロジェクトに財政的支援を行なう場合、追加の税制優遇措置を申請できる措置を承認した。拠出額が当初の3年間の総売上高の1%以上または2億バーツ（約700万米ドル）以上である場合、1～3年間の法人所得税の免除が追加される他、拠出額と同額、法人所得税免除の上限額を引き上げる。拠出額が基準に達しない場合でも、法人所得税免除の上限額が引き上げられるが、免税期間の追加措置は受け取られない。

#### 【英語版】

[https://www.boi.go.th/index.php?page=press\\_releases\\_detail&topic\\_id=129254&language=en](https://www.boi.go.th/index.php?page=press_releases_detail&topic_id=129254&language=en)

\*\*\*\*\*

#### お問い合わせ先：

本情報便の内容についてのご質問、タイ進出に関するご相談がおありの方は、ぜひお気軽に下記のタイ投資委員会（BOI）東京事務所または大阪事務所までご連絡を頂ければと存じます。

#### **BOI 東京事務所**

タイ王国大使館経済・投資事務所  
〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3  
福田ビルウェスト8階  
Tel. : 03 3582 1806  
E-mail : [tyo@boi.go.th](mailto:tyo@boi.go.th)

#### **BOI 大阪事務所**

タイ王国大阪総領事館  
〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎1-9-16  
バンコク銀行ビル7階  
※BOI大阪事務所の管轄エリアは、関西、中国および四国  
Tel. : 06 6271 1395  
E-mail : [osaka@boi.go.th](mailto:osaka@boi.go.th)

Line : @boinews

Facebook : BOI NEWS

BOIのホームページ : [www.boi.go.th](http://www.boi.go.th)